

中央教育審議会答申等から見る事務の共同実施

■ 平成10年9月21日 中央教育審議会答申

「今後の地方教育行政の在り方について」において、学校の事務・業務の効率化が提言されている。

⇒⇒⇒ **共同実施の具体的例示**

第3章「学校の自主性・自律性の確立について」

5「学校の事務・業務の効率化」

具体的改善方策

(学校の事務業務の共同実施)

ク 学校の規模や実態に応じて、学校事務を効率的に執行する観点から、特定の学校に複数の事務職員を集中的に配置して複数校を兼務させることや学校の事務を共同実施するセンター的組織を設置すること等により、学校事務・業務の共同実施を推進するための方策を検討すること。

■ 平成11年4月1日 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成11年政令107号）」の施行

事務処理の効率化に関する特別な研究が行われている学校の数等を考慮して、事務職員の定数を加算することができることとなった。⇒⇒⇒ **共同実施（事務処理の効率化に関する）研究に係る事務職員の加配**

■ 平成12年5月19日 「教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議」

「今後の学級編成及び教職員配置について」において、教職員定数の改善が報告されている。

⇒⇒⇒ **事務職員の専門性の向上、事務処理の効率化・集中化による共同処理の推進**

Ⅲ 具体的方策

【教職員定数の改善】

校長・教頭・教諭等以外の職種の教職員定数を改善する際の考え方

事務職員については、総務、財務、管財、経理、渉外等の事務に従事し、学校運営上重要な役割を果たしているが、今後は、従来の職務に加えて、学校の裁量権限の拡大に伴い予算の効率的運用を図る必要がある。

また、教頭や教員が本来の職務に専念できるよう、これら職種が現在行っている事務処理の負担軽減を図る必要があることから、研修等を通じて学校に勤務する事務職員の専門性を高め、さらには事務処理の効率化、集中化を図り、事務の共同処理を推進する必要がある。

■ 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（平成13～17年度までの5年計画）

「きめ細かな学習指導や教育の情報化の支援等のため事務部門の強化対応を行う学校の取り組み（事務職員の加配）」が示されている。

⇒⇒⇒ **共同実施による事務部門強化対応を行う学校（拠点校）への事務職員の加配**

教員がきめ細かな学習指導を行えるよう、これまで教員が負担していた事務の軽減を図り、より適切な事務分担を行うことにより、事務処理の効率化・集中化を図るため事務職員を加配し、地域のセンター校的な役割を担う学校や学校間連携を伴う地域情報化の拠点校として教育の情報化への対応を行う学校について、特別に事務職員の加配を行う。

■ 平成16年12月20日 中央教育審議会

中央教育審議会初等中等教育分科会教育行財政部会学校の組織運営に関する作業分会審議のまとめ「学校の組織運営の在り方について」において、事務処理体制の整備について提言されている。

⇒⇒⇒ **共同実施の推進による事務処理体制の整備、共同実施組織への事務長の制度化**

(2) 学校の組織体制の再編整備

③ 事務処理体制の整備

- 事務処理体制が必ずしも十分でない小・中学校については、事務処理の効率化、標準化や職員の資質向上のため、事務の共同実施を推進する必要があると考える。
具体的には、拠点校に共同実施組織を置き、各校の事務職員が定期的に集まって共同処理を行う方式などが考えられる。
- この場合、共同実施組織に事務長を置くことができるようにするなど、その制度化についても更に検討する必要があると考える。これにより学校への権限委譲を更に進め、状況に応じ共同実施組織に予算を示達するなど、一層の効率化が期待できるのではないかと。

■ 平成17年10月3日 「教職員配置等の在り方に関する調査協力者会議」

「今後の学級編成及び教職員配置について」において、学校事務処理体制の充実が報告されている。

⇒⇒⇒ **共同事務処理の推進、事務職員配置等による事務処理体制の充実**

2 今後の取組み

(2) 具体的な方策

- ① 教職員定数の改善
- b 諸課題への取組み

キ 学校事務処理体制の充実

学校事務職員については、総務、財務、管財、経理、渉外等の事務に従事し学校運営が円滑に実施されるために重要な役割を果たしている。

国際化、情報化が進展するなど社会環境が大きく変化するとともに、子どもを取り巻く課題が複雑化・多様化する中、学校事務の内容も以前とは大きく変わって来ている。特に、現在、新学習指導要領により体験的な学習や問題解決的な学習が進められているが、これらの学習活動が円滑に進められるためには地域社会との調整が不可欠である。また、家庭・地域・学校の連携協力、生徒指導上の外部機関との連携協力などを推進する中で様々な渉外事務が発生している。

さらには、学校運営協議会や学校評議員制度の導入、学校評価の導入、学校現場の権限拡大など諸改革の実施に伴い、学校事務は複雑化・多様化し、業務量も増加するものと考えられる。

このため、学校事務の効率化・集中化を図るための事務の共同処理を推進するとともに、教員が子どもの教育に専念できるような環境を整備するため、学校事務職員の配置の充実など学校における事務処理を充実させるための体制づくりを行う必要がある。

■ 平成17年10月26日中央教育審議会

中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、事務処理体制の整備について提言されている。⇒⇒⇒ **事務長配置等による学校への権限移譲の推進**

第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める

—学校・教育委員会の改革—

(1) 学校の組織運営の見直し

ア 学校の自主性・自律性の確立

- 学校運営を支える機能の充実のため、教頭の複数配置を引き続き推進したり、主任が機能するよう、更にその定着を図ることが重要である。それとともに、今後、管理職を補佐して担当する校務をつかさどるなど一定の権限を持つ主幹などの職を置くことができる仕組みについて検討する必要がある。

また、事務の共同実施や共同実施組織に事務長を置くことを検討するなど学校への権限移譲を更に進めるための事務処理体制の整備を進める必要がある。

■ 平成19年3月29日中央教育審議会

中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」において、学校事務の見直しについて提唱されている。⇒⇒⇒ **共同実施の促進、事務職員研修の充実、事務長配置等による事務処理体制の充実**

第2章 教員の校務と学校の組織運営体制の見直し

1. 教員の校務と学校事務の見直し

- 教育の質の向上を図っていくには、何よりもまず、教員が子どもたちに向き合い、きちんと指導を行えるための時間を確保することが重要である。

このため、教員の校務について見直しを行い、校長、教頭、教諭、助教諭、講師や事務職員などのそれぞれの職に応じた役割分担の明確化を図り、教諭、助教諭、講師（以下「教諭等」という）が子どもたちの指導のための時間を十分に確保できるようにすることが必要である。

- あわせて、教員が抱える事務負担を軽減するため、事務職員が学校運営に一層積極的に関わるとともに、そのサポートにより、教員の事務負担を軽減することができるよう、事務の共同実施の促進、事務職員の質の向上のための研修の充実などを行うとともに、教育委員会の判断により大規模な学校や事務の共同実施組織に事務長（仮称）を置くことができるように制度の整備を行うなど事務処理体制の充実を図っていくことが必要である。

■ 平成19年6月1日 教育再生会議

教育再生会議報告「社会総がかりで教育再生を 第二次報告～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～」において、教員の事務負担軽減について提言されている。

⇒⇒⇒ **共同実施体制の整備**

I. 学力向上にあらゆる手立てで取り組む —ゆとり教育見直しの具体策—

第一次報告で提言した「ゆとり教育」見直しの具体策として、授業時数の増加の方策や魅力ある授業、教員の質の向上、学校の機動的対応や創意工夫を支援する具体策を提言します。

【提言3】 教員の質を高める、子供と向き合う時間を大幅に増やす

≪教員の事務負担軽減≫

- 国、地方自治体は、教員が子供の教育にしっかり取り組めるよう、各種調査や提出書類の簡素化・軽減、複数の小・中学校の事務を共同実施する体制の整備、事務の外部委託、地域の人材の協力、教育現場のIT化を進める。